



区域区分	市街化区域	市街化調整区域	区域区分	市街化区域
用途地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	用途地域	準工業地域
第一種住居地域	第二種住居地域	商業地域	容積率緩和区域	敷地面積が1,000㎡以上における住宅系建築物の容積率を緩和する区域 (建築基準法第52条 第8項)
近隣商業地域	準工業地域	工業地域	建ぺい率	80%
⊖は道路中心線を示す			容積率	300%
特別用途地区	第二種中高層階住居専用地区	第三種中高層階住居専用地区	敷地面積の最低限度	60㎡
特別工業地区			特別用途地区	-
高度地区	第二種高度地区	第三種高度地区	防火地域・準防火地域	準防火地域
最低限高度地区(最低限度7m)			東京都建築安全条例第7条の3による防火規制区域	東京都建築安全条例第7条の3による防火規制区域
防火・準防火地域	防火地域	準防火地域	高度地区	第三種高度地区
東京都建築安全条例第7条の3による防火規制区域			地区計画[地区区分]	-
地区計画	地区区分	地区施設(主要生活道路)	高度利用地区	-
高度利用地区	市街地再開発事業		市街地再開発事業	-
都市施設等	都市計画道路(線)	廃止路線	都市計画公園	-
都市計画公園	都市計画緑地	都市高速鉄道	都市計画緑地	-
自転車駐車場	学校	下水道関連施設	都市高速鉄道	-
火葬場			自転車駐車場	-
日影規制	5時間以上-3時間以上(測定面6.5m)	4時間以上-2.5時間以上(測定面6.5m)	学校	-
4時間以上-2.5時間以上(測定面4m)		対象区域外	下水道関連施設	-
著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製・転用することを禁じます。			火葬場	-
この図は本区の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。			日影規制	対象：高さが10mを超える建築物 敷地境界線から5mを超える範囲：5時間以上 敷地境界線から10mを超える範囲：3時間以上 測定水平面：6.5m